

# 長期安全計画

この計画は、JESCO北九州PCB処理事業所の安全な操業を確保するため、処理施設の保全、トラブル防止や災害対策について、長期的に実施する安全対策の内容を定めるものである。

## I 処理施設の保全

処理期限の延長に伴い、長期的に施設の健全性を確保する必要があるため、日常保全、定期点検の結果に基づく保全を継続するとともに、点検結果や経年劣化予測に基づく長期的な設備の補修・更新を実施する。

### 1 点検及び保全

各設備の稼働状態の把握、異常の早期発見を目的とした日常点検、設備の故障やそれに伴う事故の防止、緊急停止機能の維持等を目的とした定期点検を実施し、その点検結果に応じた各種保全（別紙1：保全の方式）を行う。

#### (1) 日常点検

##### ① 傾向管理

各機器・装置の計測データ（温度、圧力等）管理

##### ② 現場点検

目視、聴音、触手、臭覚等による状態把握

##### ③ 簡易診断機器による点検

簡易測定機器（振動、温度、酸素濃度等）を使用した定期的な管理

#### (2) 定期点検

##### ① 法定点検対象

クレーン等（労働安全衛生法）、秤量器（計量法）等

##### ② 自主（法定）点検対象

ボイラー（労働安全衛生法）、受配電設備（電気事業法）、消火設備（消防法）等

##### ③ 設備点検対象

受入～払出までの主要な施設（塔、槽類、ポンプ類、計装類等）及び日常点検の結果必要と判断された設備

- ・ 設備検査の実施時期は、概ね1期施設が8月、2期施設が11月を予定。
- ・ プラズマ溶融施設は年2回の溶融炉補修（約1.5ヶ月間）と年7回の溶融炉内点検を実施。

## 2 長期保全

定期点検結果や経年劣化予測に基づき、長期的な設備の補修・更新を実施する。  
長期保全計画は別紙2のとおりであり、その概要を以下に示す。

### ① トランス・コンデンサ処理設備の補修・更新

- 実施時期：平成26～30年
- 経年劣化に対応した補修・更新：ポンプ類の更新、洗浄籠網の補修
- 長期寿命消耗品の更新：原液槽周り配管部品等の更新

### ② 安定器等・汚染物処理設備の補修・更新

- 実施時期：平成26～33年
- 定期的な更新継続：プラズマ溶融炉耐火物の更新
- 長期寿命消耗品の更新：排気処理系の耐火材等の更新

### ③ 共通設備の更新

- 実施時期：平成26～33年
- 経年劣化に対応した更新：分析機器、オンラインモニタリング装置部品
- 施設建屋（天井、壁、床、外壁等）の補修

## II トラブル防止策

トラブルの未然防止に一定の成果を上げてきたリスクアセスメント推進活動やトラブル情報の各事業所間での水平展開を確実に実施する。

また、事業終了期間までの安全操業が達成されるような活動に取り組む。

## 1 リスクアセスメント推進活動

トラブル発生につながるリスク（安全、環境衛生、防火防災）の抽出とその定量化・ランク付けを行い、当事業所及び処理施設の運転会社との連携による予防対策の徹底活動を推進する。

運用体制及び運用方法は別紙3のとおり。

## 2 トラブルの水平展開

北九州PCB処理事業所以外の4事業所で発生したトラブルの内容及び改善対策を精査し、当事業所における類似トラブルの再発防止を徹底する。

水平展開フロー図及び実施状況は別紙4のとおり。

### 3 安全操業を達成するための活動

北九州PCB処理事業所及び運転会社による「安全操業に向けた協議会」を設置し、処理の安全性に係る課題等の解決に向けた協議をし、事業終了期間まで安全に操業を継続する。

## Ⅲ 災害対策

消防法に基づき定めた消防計画に基づき、防火・防災を徹底するとともに、自然災害に係る最新の科学的知見に基づき、処理施設の安全性の確認等を随時行う。

### 1 防火・防災

消防計画に基づき、火災や地震等による災害の未然防止を目的とした設備点検や訓練、災害発生時の速やかな関係機関への連絡、自衛活動等を徹底する。

消防計画は別紙5のとおり。

### 2 施設の安全性の確認

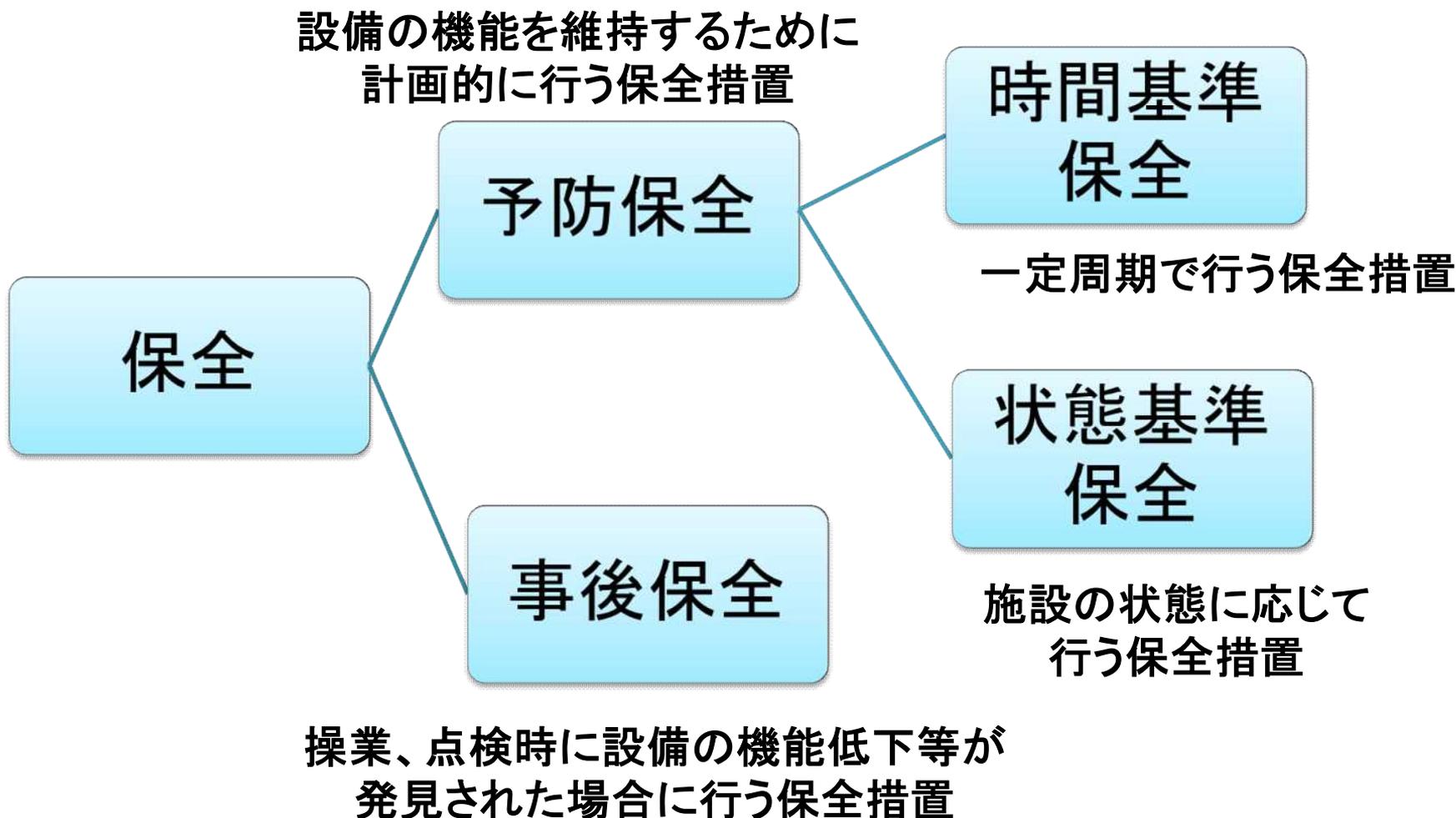
自然災害に係る最新の科学的知見が示された場合は、有識者から構成される委員会において安全性の確認を速やかに実施し、必要に応じて追加措置を実施する。

今般の国による日本海側地震想定の見直しについては、北九州市地域防災計画等の改訂の動向を踏まえ、必要な津波対応（土嚢などの資材準備や対応訓練）を検討する。

参考として、当該地震想定見直しに伴う当事業所の津波想定を別紙6に示す。

以上

# 保全の方式



別紙2

長期保全計画(トランス・コンデンサ設備関連)

設備	工程	項目	内容	数量	H26	H27	H28	H29	H30
1期	前処理	GBパネル更新	経年劣化により更新	1式					
1期	前処理	粗解体抜油ポンプ更新	経年劣化により更新	5台					
1期	前処理	1次、2次洗浄バスケット網更新	劣化破損による網張り替え	20基					
1期	前処理	2軸破碎機油圧マシニング更新	経年劣化、予備機購入	1基					
1期	洗浄設備	洗浄装置真空ポンプユニット更新	経年劣化、予備機購入	1式					
1期	洗浄設備	洗浄槽蓋駆動装置部品交換	経年劣化により更新	5基					
1期	洗浄設備	原液槽廻り配管部品交換(バルブ、ガスケット類等)	経年劣化により更新	9台					
1期	洗浄設備	熱交換器洗浄装置設置	型式変更(プレート→多管式)	4台					
1期	洗浄設備	洗浄装置ドレン回収配管系の改善	蒸気ドレン回収システム改善	2式					
1期	洗浄設備	洗浄槽老朽化対策	経年劣化により部分更新	2基					
1期	洗浄設備	蒸気発生器チューブ内面掃除	加熱能力低下による点検掃除	4基					
1期	洗浄設備	洗浄設備蒸気トレス/保温材更新	経年劣化により更新	1式					
1期	溶剤蒸留	溶剤蒸留真空ポンプ更新	経年劣化により更新	2基					
1期	液処理	液処理ラインクーラーユニット更新	経年劣化により更新	1基					
1期	用役	1期冷水チラー圧縮機更新	経年劣化により更新	15基					
1期	用役	冷却塔充填材更新	経年劣化により更新	5基					
1期	用役	計装用空気圧縮機更新	経年劣化により更新	1基					
2期	用役	計装用空気圧縮機部品交換	経年劣化による消耗部品交換	4基					
2期	用役	窒素用圧縮機部品交換	経年劣化による消耗部品交換	3基					
2期	用役	換気空調給排気ファン軸受交換	経年劣化による消耗部品交換	45基					
2期	受入	自動倉庫劣化部品更新	機械、電気予備品購入	1式					
2期	VTR設備	常圧凝縮器予備購入	腐食・減肉による更新	1基					
2期	VTR設備	チラーユニット圧縮機予備購入(親機+子機)	経年劣化、予備機購入	1セット					
2期	中間処理	第1,2低沸蒸留塔凝縮器チューブ購入	腐食・減肉による更新	2基					
2期	中間処理	廃活性炭フィルター更新	腐食・減肉による更新	1基					
1期	共通	各FCS盤電源ユニット更新	各FCS盤電源ユニット更新	1式					
2期	共通	操業管理クライアント端末更新	Win8.1対応事前確認	1式					
2期	共通	2期無線LAN更新	経年劣化により更新	1式					
2期	VTR設備	真空加熱分離設備センサー更新	有寿命品 メーカー推奨を予算化	1式					
1期	共通	流量計・劣化更新(質量、電磁、差圧)	経年劣化により更新	10台					
1期	共通	液面計・劣化更新(差圧、電波、音叉)	経年劣化により更新	10台					
2期	共通	各FCS盤電源ユニット更新	経年劣化により更新	1式					
1期	共通	GC(ガスクロ)更新	経年劣化により更新	1台					
2期	共通	GC(ガスクロ)更新	経年劣化により更新	6台					
2期	共通	流量計・劣化更新(質量、電磁、差圧)	経年劣化により更新	20台					
2期	共通	液面計・劣化更新(差圧、電波、音叉)	経年劣化により更新	20台					
	共通	OLM装置更新(機器+加熱導管+フローフ)	経年劣化(5年)により更新	1式		0			
2期	共通	OLM装置更新(機器+加熱導管+フローフ)	経年劣化により更新	4式					
1期	前処理	粗解体切断機 電気・計装機器更新 (インバーター、サーボモーター等)	有寿命品	1式					
1期	前処理	破碎設備モーター(減速機)更新	有寿命品	8基					
1期	前処理	1期設備電気・計装部品購入	経年劣化により更新	5基					
1期	前処理/液処理	PLC及びGOT老朽化対策(予備品購入)	有寿命品	1式					
1期	液処理	遠心分離機主・副モーター更新	有寿命品	2式					
1期	共通	換気空調給排気インバーター更新	経年劣化により更新	8基					
1期	共通	フォークリフトバッテリー更新	有寿命品 メーカー推奨を予算化	3台					
1期	共通	直流電源装置及び無停電電源装置バッテリー更新	有寿命品	1式					
1期	共通	非常用発電機始動用バッテリー更新	有寿命品	1式					
共通	共通	特高C-GIS制御機器更新	有寿命品	1式					
1期	共通	MCC盤老朽対策(予備品購入)	メーカー製造中止、老朽化対応	1式					
2期	VTR設備	配管ヒーター更新	有寿命品	1式					
2期	共通	換気空調給排気インバーター更新	経年劣化により更新	1式					
2期	用役	空調機用室外機圧縮機更新	経年劣化により更新	100基					
2期	用役	チラー用室外機圧縮機OH	経年劣化によりOH	30基					
2期	用役	計装用除湿装置吸着剤交換	経年劣化により更新	2基					
2期	共通	非常発電設備始動用バッテリー更新	有寿命品	1式					
2期	共通	直流電源装置バッテリー更新	有寿命品	1式					
1期	共通	1期施設建屋老朽化補修	天井、壁、外壁補修、床、他	1式					
2期	共通	2期施設建屋老朽化補修	天井、壁、他	1式					

適用

実施予定  
実施繰越(H26)

長期保全計画(プラズマ溶融分解設備関連)

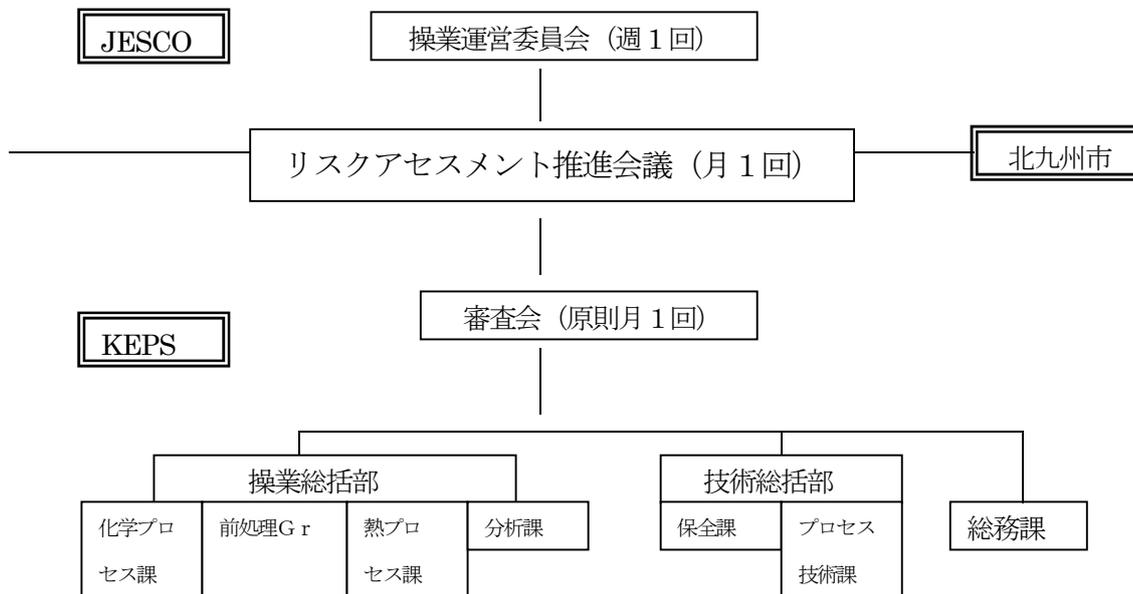
設備	工程	項目	内容	数量	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
2期	1系	プラズマ溶融分解	機器缶体更新、補修	分解炉缶外(補修) 水冷缶外(補修) 冷却水ユニット(熱交の交換)、ゲート類(水冷、機密、挿入、出滓口の補修or再製作)	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	機器缶体更新、補修	分解炉本体(補修)	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	耐火物更新	分解炉缶外、水冷ゲート	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	耐火物更新	水冷缶外	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	耐火物更新	スラグ受容器バウ	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	部品交換・オーバーホール	バーナー類(スワー/ノズル等の交換)、ボウラ類(摺動部の交換)、シヤハラ(交換)、コノヤ・ローラ類(摺動部の交換)	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	部品交換・オーバーホール	トーチマウント(摺動部の交換)、ブリヤ(ブリヤの交換) トーチバーナー類(トーチ、バーナのOH)、冷却水UT(熱交換器の交換)、ヘアリカ類(摺動部の交換)、コノヤ類(摺動部の交換)	1式							
2期	1系	プラズマ溶融分解	部品交換・オーバーホール	傾動ヘアリカ(摺動部の交換)	1式							
2期	1系	排気処理設備	機器缶体更新、補修	再加热器(再加热器の交換)、送風機類(インペラーの交換)	1式							
2期	1系	排気処理設備	機器缶体更新、補修	アモニア供給装置(交換)	1式							
2期	1系	排気処理設備	耐火物更新	恒温チャバ(下部)	1式							
2期	1系	排気処理設備	耐火物更新	恒温チャバ(上部)、熱交換器、減温塔缶外	1式							
2期	1系	排気処理設備	耐火物更新	減温塔	1式							
2期	1系	排気処理設備	部品交換・オーバーホール	集塵機ろ布(ろ布の全数交換) 出滓樋(樋の交換)、噴射水/スリ(スリの交換)	1式							
2期	1系	排気処理設備	部品交換・オーバーホール	触媒(触媒の全量交換)、バクワルろ布(ろ布の全数交換)、弁類(摺動部の交換)、ボウラ送風機類(摺動部の交換)、ヘアリカ類(摺動部の交換)、コノヤ類(摺動部の交換)	1式							
2期	1系	電気計装設備	部品交換・オーバーホール	HDD交換、基板交換	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	機器缶体更新、補修	分解炉缶外(補修) 水冷缶外(補修) 冷却水ユニット(熱交の交換)、ゲート類(水冷、機密、挿入、出滓口の補修or再製作)	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	機器缶体更新、補修	分解炉本体(補修)	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	耐火物更新	分解炉缶外、水冷ゲート	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	耐火物更新	水冷缶外	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	耐火物更新	スラグ受容器バウ	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	部品交換・オーバーホール	バーナー類(スワー/ノズル等の交換)、ボウラ類(摺動部の交換)、シヤハラ(交換)、コノヤ・ローラ類(摺動部の交換)	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	部品交換・オーバーホール	トーチマウント(摺動部の交換)、ブリヤ(ブリヤの交換) トーチバーナー類(トーチ、バーナのOH)、冷却水UT(熱交換器の交換)、ヘアリカ類(摺動部の交換)、コノヤ類(摺動部の交換)	1式							
2期	2系	プラズマ溶融分解	部品交換・オーバーホール	傾動ヘアリカ(摺動部の交換)	1式							
2期	2系	排気処理設備	機器缶体更新、補修	再加热器(再加热器の交換)、送風機類(インペラーの交換)	1式							
2期	2系	排気処理設備	機器缶体更新、補修	アモニア供給装置(交換)	1式							
2期	2系	排気処理設備	耐火物更新	恒温チャバ(下部)	1式							
2期	2系	排気処理設備	耐火物更新	恒温チャバ(上部)、熱交換器、減温塔缶外	1式							
2期	2系	排気処理設備	耐火物更新	減温塔	1式							
2期	2系	排気処理設備	部品交換・オーバーホール	集塵機ろ布(ろ布の全数交換) 出滓樋(樋の交換)、噴射水/スリ(スリの交換)	1式							
2期	2系	排気処理設備	部品交換・オーバーホール	触媒(触媒の全量交換)、バクワルろ布(ろ布の全数交換)、弁類(摺動部の交換)、ボウラ送風機類(摺動部の交換)、ヘアリカ類(摺動部の交換)、コノヤ類(摺動部の交換)	1式							
2期	2系	電気計装設備	部品交換・オーバーホール	HDD交換、基板交換	1式							
2期		共通	2期施設建屋老朽化補修	天井、壁、他	1式							

適用

■ 実施予定  
■ 実施繰越(H26)

## リスクアセスメント推進活動の運用体制及び運用方法

## 1 運用体制



## 2 運用方法

## (1) 推進会議での協議内容

(ア) ヒヤリハット等事例及びリスクの特定・見積もり・評価の結果報告

・ JESCO は、安全対策課で取り纏めたヒヤリハット等事例を報告する。

・ KEPS は、KEPS の審査会でリスク評価した結果を報告する。

(イ) KEPS からの設備等の改善提案事例報告

(ウ) トラブル事例の報告

・ JESCO は、他事業所でのトラブル事例を報告する。

・ KEPS は、所内のトラブル事例を報告する。

## (2) KEPS のリスクの特定・見積もり・評価方法

(ア) リスクの特定

KEPS は、ヒヤリハット等を基に各リスクを抽出し、防火、安全、環境の3項目に分類する。

(イ) リスクの見積もり

KEPS は、抽出事例を重大性、発生の可能性、頻度で数値化し、社内審査会で審議する。

なお、審査会で審査するために各課で取り纏めた情報を JESCO との共有化を図るために提出する。

(ウ) 審査会での評価

KEPS は、審査会において、リスクのランク付けを行い、社内対応分と JESCO 要請分を分類・整理し、全てのリスクをリスクアセスメント推進会議（推進会議）に提出する。

## (3) 推進会議での検討及び進捗管理

推進会議では、北九州市立会のもと、JESCO 及び KEPS 双方で、提出内容を協議し、実施の優先順位及びリスク低減措置内容の検討及びその進捗管理を行う。(一部は、推進会議にて意思決定を行う。)

(4) 意思決定

JESCO は、推進会議において検討されたもののうち、本会議で直ちに判断できない重要な事例については、操業運営委員会で審議し、意思決定を図る。

なお、当該事例のうち SA 審査が必要な案件については、所定の手続きを行う。

(5) 結果のフィードバック

上記重要な事例の操業運営委員会で審議結果及び SA 委員会で審査結果については、すみやかに、北九州市及び KEPS にフィードバックする。

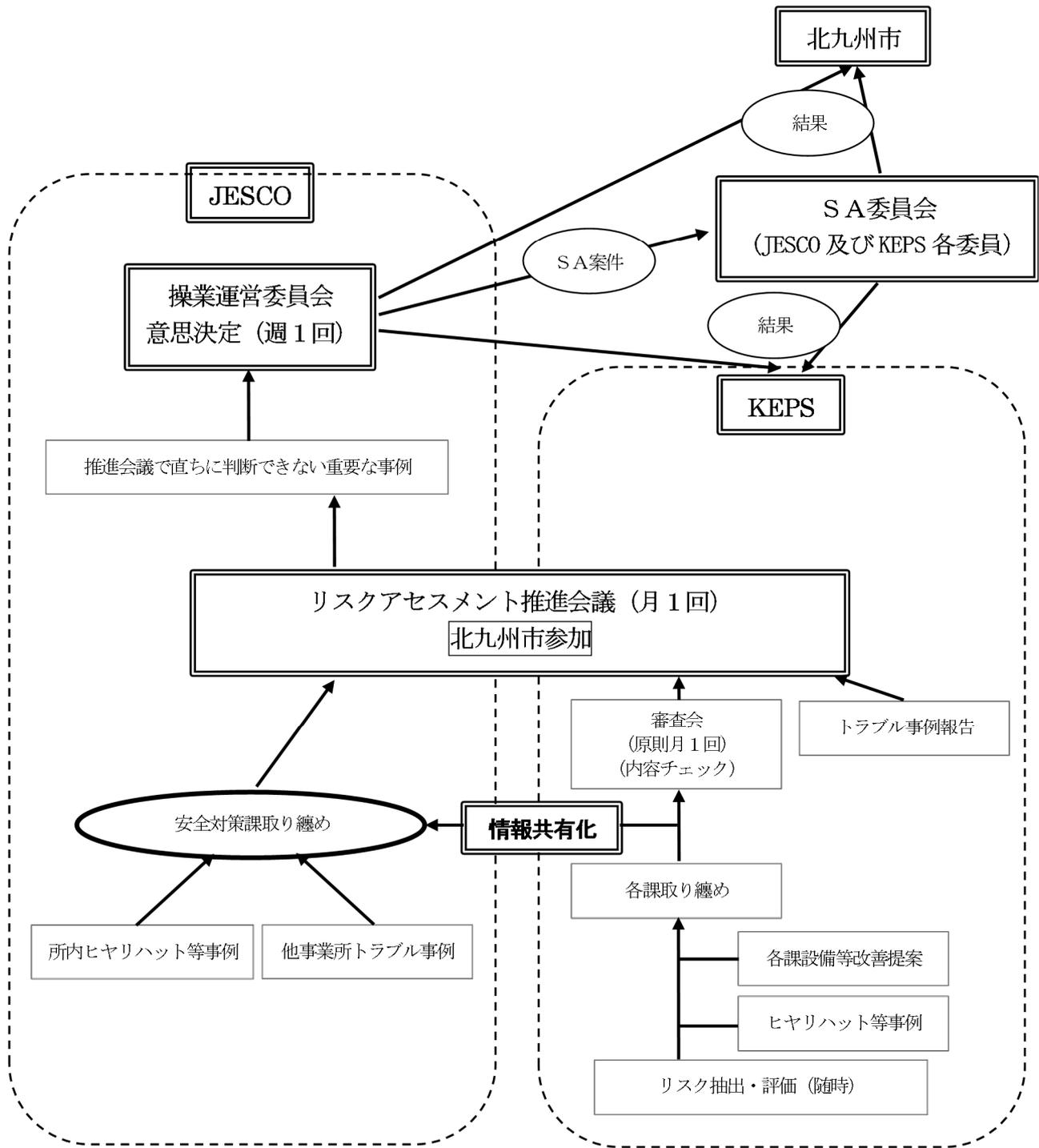


図 リスクアセスメント推進会議のイメージ

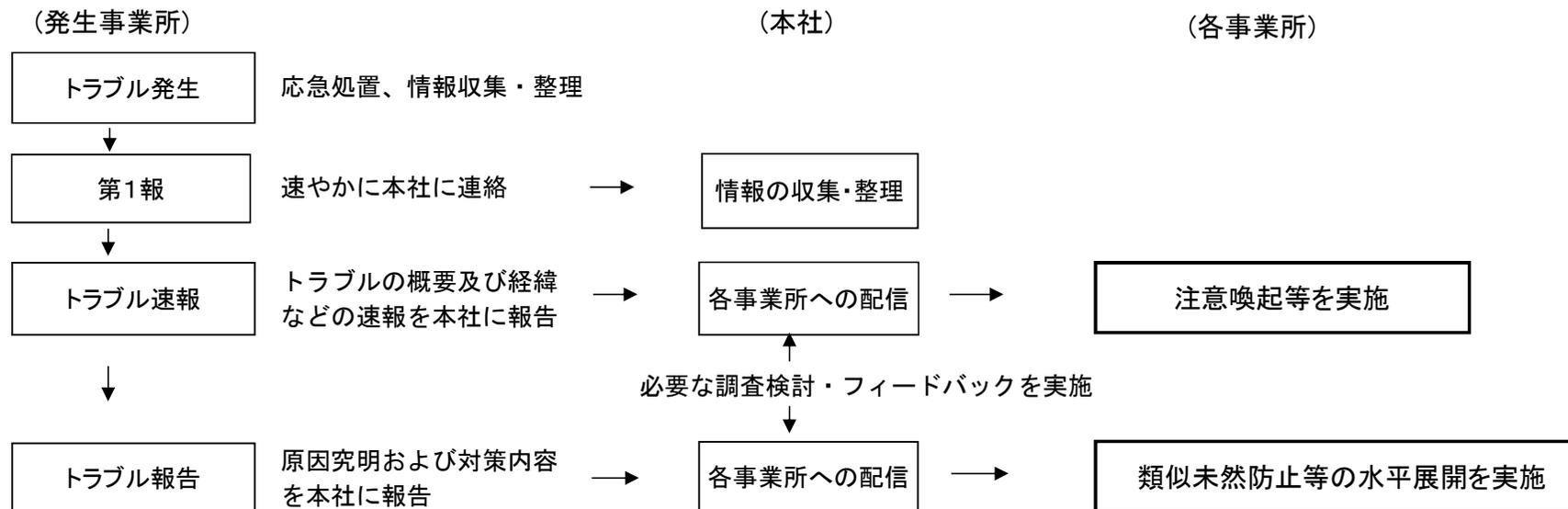
## ○トラブル発生に伴う他事業所への水平展開について

別紙 4

### ●水平展開の実施状況

事業所で発生したトラブル情報は本社に報告され、各事業所には本社より速やかに情報を配信し、類似トラブルの未然防止対策などの水平展開を行う。

### ●社内の水平展開フロー図



## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 PCB 処理事業所 消防計画

## 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画の目的等

## (目的)

**第 1 条** この計画は、消防法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条第 1 項並びに消防法施行令（以下「令」という。）第 4 条の 2 の 6 及び令第 49 条において読み替えて準用する令第 4 条の 2 の 6 に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 PCB 処理事業所（以下、「事業所」という）の防火・防災管理業務及び自衛防災組織について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

**第 2 条** この計画において使用する用語の定義は、消防法の用語例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 運転会社 事業所における処理施設の運転管理業務を受託した者をいう。
- (2) 協力会社 事業所における工事、作業等を受託した者をいう。
- (3) 事業所員等 事業所及び運転会社の従業員をいう。
- (4) 一般来訪者 施設の見学又は調査等のため来訪した者をいう。
- (5) 1 期施設 第 1 期 PCB 処理棟・事務管理棟をいう。
- (6) 2 期施設 第 2 期 PCB 処理棟・事務管理棟をいう。

## (適用範囲)

**第 3 条** この計画は、事業所員等その他で事業所に入出入りする全ての者に適用する。

- 2 危険物施設については、別に定める事業所危険物予防規程によるものとする。
- 3 石油コンビナート等災害防止法に基づく、防災に関する事項は、別に定める事業所防災規程によるものとする。

## (計画の見直し)

**第 4 条** 定期的に、この計画の見直しを行うものとし、次の場合には、この計画の内容を検討し、その結果に応じた記載の変更を行う。

- (1) 人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更等、消防計画の記載事項に変更が生じたとき
  - (2) 類似した防火対象物からの火災及び火災以外の災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき
  - (3) 災害又は訓練による検証等により、計画の変更が必要な事項が判明したとき
  - (4) 国又は自治体から企業の災害対処体制の変更を必要とされる重要情報が発表されたとき
  - (5) 新たな災害予防対策ができたとき
  - (6) その他、管理権原者等が必要と認めたとき
- 2 計画の見直しは、第9条に定める防火・防災管理委員会で審議し、変更の可否、その内容について決定する。

## 第2節 防火・防災管理者等

### (管理権原者)

**第5条** 管理権原者は、事業所内の防火・防災管理業務について、すべての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

### (防火・防災管理者)

**第6条** 防火・防災管理者は、この計画の作成及び実施についてのすべての権限を持ち、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛防災組織に係る事項
- (3) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (5) 火災予防上の自主点検の実施と監督
- (6) 防災管理上の自主点検の実施
- (7) 消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い

- (8) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (10) 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策
- (11) 事業所員等に対する防災教育の実施
- (12) 防火・防災担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (13) 管理権原者への提案や報告
- (14) 放火防止対策の推進（部外者の侵入防止策、放置可燃物の整理・整頓・撤去等）

### (消防機関との連絡)

**第7条** 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出  
防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成（変更）届出  
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火・防災管理者が届け出ること。
  - ア 管理権原者又は防火・防災管理者の変更
  - イ 自衛防災組織に関する事項の大幅な変更
  - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造に関する事項の変更
- (3) 自衛防災訓練実施の通報  
自衛防災訓練を実施するときは防火・防災管理者があらかじめ消防機関に通報すること。
- (4) 自衛防災組織設置（変更）届出  
自衛防災組織を置いたとき、又は変更したときは、管理権原者が届け出ること。
- (5) 禁止行為の解除承認申請  
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込を禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をしたのち申請すること。
- (6) 防災管理点検結果報告書は1年に1回、並びに総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書は3年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をした後報告すること。
- (7) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

#### (防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

**第8条** 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災維持管理台帳を作成し、整備及び保管する。

#### (防火・防災管理委員会)

**第9条** 防火・防災管理者を補完し、防火・防災管理業務の適正な運営を図るため、防火・防災管理委員会を置き、以下の業務を行う。

- 2 防火・防災管理委員会の構成は、別表1のとおりとする。
- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。
- 4 会議は、4月と10月に行い、次の場合は、臨時に開催する。
  - (1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時
  - (2) 防火・防災管理者等からの報告、提案により、管理権原者が会議をする必要があると認めたとき
- 5 会議の主な審議事項
  - (1) 消防計画の変更に関すること
  - (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
  - (3) 自衛防災組織の設置及び装備に関すること。
  - (4) 自衛防災訓練の実施細部に関すること。
  - (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
  - (6) 防火・防災管理上必要な教育に関すること。
  - (7) その他

## 第2章 予防的事項

### 第1節 共通的事項

#### (予防管理組織)

**第10条** 予防管理組織とは、災害被害の予防的活動を行う組織とする。

#### (予防的活動のための組織)

**第11条** 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火・防災管理者のもとに、

1 期施設及び 2 期施設それぞれに防火・防災担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表 2 のとおり定める。

#### **(防火・防災担当責任者の業務)**

**第 1 2 条** 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火・防災管理者の補佐
- (3) その他、防火・防災管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く）

#### **(火元責任者の業務)**

**第 1 3 条** 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理並びに定期的な点検に関すること。
- (3) 地震時における火気設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 火気関連及び閉鎖障害等に係る点検の実施に関すること。
- (5) 防火・防災担当責任者の補佐

#### **(定期的な自主点検)**

**第 1 4 条** 建物、火気設備器具、電気設備等の自主点検は、各担当区域の火元責任者が別表 3 のチェック表により、年 2 回（4 月、10 月）実施する。

2 消防用設備等は、法定点検の他に自主点検を、各担当区域の火元責任者が別表 4 のチェック表により、年 2 回（4 月、10 月）実施する。

#### **(防災管理及び消防用設備等の法定点検)**

**第 1 5 条** 防災管理及び消防用設備等の法定点検は、点検業者に委託して行う。

2 防災管理点検は年 1 回（3 月）、消防用設備等点検は年 2 回（5 月：機器点検、11 月：機器点検及び総合点検）とする。

3 防火・防災管理者は、法定点検実施時には立ち会うこととする。

#### **(点検検査結果の記録及び報告)**

**第 1 6 条** 自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火・防災管理者に報告する。

### (不備欠陥事項の改善)

**第17条** 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

2 防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

### (工事中の安全対策)

**第18条** 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。

2 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

(1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。

(2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告させること。

(4) 危険物等を持ち込む場合には、そのつど、防火・防災管理者の承認を受けること。

(5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(6) その他防火・防災管理者の指示すること。

### (避難経路図の掲出)

**第19条** 事業所内の見やすい場所に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出する。

## 第2節 出火防止措置等

### (火気の使用制限等)

**第20条** 防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

(1) 喫煙場所の指定

防火・防災管理者は、事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、火気取扱要領に定める操業上常時固定的に使用する場所を除く全ての場所とする。

#### (臨時の火気使用等)

**第21条** 事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき。

#### (施設に対する遵守事項)

**第22条** 防火・防災管理者又は事業所員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路等避難施設の機能保持
  - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品をおかないこと。
  - イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。
  - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持
  - ア 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸、防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。  
なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
  - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

### 第3節 地震による被害の軽減措置等

#### (建物の耐震診断等)

**第23条** 防火・防災管理者は、地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するため次の措置を行う。

- (1) 耐震診断等の結果をもとに、地震発生時の建築物や設備の安全性を確認する。
- (2) 消防用設備等が、耐震措置が維持されていることを確認する。
- (3) 自治体が作成・公表する震災の被害予測や防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、周辺建物等の危険実態の把握に努める。

#### (地震時の災害防止措置)

**第24条** 火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、各種施設、設備

器具の自主点検に合わせ次の措置を行う。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
  - (2) 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
  - (3) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- 2 地震に起因する施設異常によるPCB等の流出等被害を未然に防止するため、地震の規模に応じて、次の安全措置を講ずる。
- (1) 20ガル（震度3相当）以上の地震が発生した場合は、以下の手順により施設の安全を確認する。
    - ア 施設の点検を行い、異常の有無を確認する。
    - イ 点検の結果、施設の異常が認められた場合は、手動により施設の運転を停止する。
  - (2) 60ガル（震度4相当）以上の地震が発生した場合は、自動停止システムが作動し、施設の運転が安全に停止することとなっている。地震後運転を再開する場合は、施設の安全を確認後、再会手順に従って運転を再開する。

#### （収容物等の転倒・移動・落下防止）

**第25条** 防火・防災管理者は、処理施設内、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止に努め、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置を定める。火元責任者は、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は防火・防災管理者が当該措置を行うよう指示をする。

#### （避難施設・建物損壊への対応）

**第26条** 火元責任者は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

#### （地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保）

**第27条** 管理権原者は、別表5に定める物品を参考に、地震その他の災害等に備えることに努める。

## 第3章 応急対策的事項

### 第1節 共通的事項

#### (自衛防災組織の設置)

**第28条** 火災及び地震等の災害発生時の被害を最小限に止めるために、自衛防災組織を設置する。

なお、自衛防災組織は、現地対策本部及び現地指揮本部に編成するものとし、現地指揮本部には運転会社にて組織された自衛消防隊が指揮下に入る。

その編成は別表6のとおりとする。

#### (現地対策本部の任務・体制)

**第29条** 現地対策本部は、火災・地震等の災害において、対策本部長の指揮のもとに、防災活動の全体指揮、情報収集、関係機関への連絡等を行うものとする。

2 対策本部長は、現地対策本部を統括する。

3 現地対策本部の体制は、連絡班、記録班、技術班、広報班、調整班とし、その任務は以下のとおりとする。

(1) 連絡班

- ・ 関係機関への連絡

(2) 記録班

- ・ 災害発生状況、防災活動状況等の情報収集及び記録

(3) 技術班

- ・ 防災活動に必要な技術情報の収集

(4) 広報班

- ・ 報道機関等への情報提供

(5) 調整班

- ・ 運転会社との防災活動調整

#### (現地指揮本部の任務・体制)

**第30条** 現地指揮本部は、火災・地震等の災害において、指揮本部長の指揮のもとに、災害現場での防災活動を行うとともに、事業所員及び一般来訪者の避難誘導を行うものとする。

2 指揮本部長は、現地対策本部長の命を受け、現地指揮本部を統括し、自衛消防隊長へ粉末消火設備の起動等必要な指示を行うとともに、現地対策本部長への報告、連絡を密にする。

3 現地指揮本部には、自衛消防隊の防災活動を統括するための連絡員等を置くとともに、公設消防機関との調整を行う。

### (自衛消防隊の任務・体制)

**第31条** 自衛消防隊は、火災・地震等の災害において、隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとする。

2 隊長は、現地指揮本部長の命を受け、自衛消防隊を統括するとともに、現地指揮本部長への報告、連絡を密にする。

3 自衛消防隊の体制は、通報班、消火班、救護班、誘導班、警戒班とし、その任務は以下のとおりとする。なお、隊長は、状況に応じて、班員の入替え等を行うことができる。

#### (1) 通報班

- ア 被害状況の把握、情報収集及び伝達
- イ 消防機関への通報
- ウ 災害発生場所、被害状況等の隊長への報告

#### (2) 消火班

- ア 消火器や屋内消火栓等による初期消火
- イ 粉末消火設備の起動
- ウ 防火戸、防火シャッター、ダンパー等の操作
- エ 危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置
- オ 倒壊危険箇所の立ち入り禁止措置
- カ 活動上障害となる物件の除去
- キ 活動状況の確認及び隊長への報告

#### (3) 誘導班

- ア 事業所員等及び協力会社員の避難誘導
- イ 避難状況の確認及び隊長への報告
- ウ 避難器具の設定
- エ 公設消防の誘導

#### (4) 救護班

- ア 救出および負傷者に対する応急救護等の人命安全に係わる措置
- イ 被害状況の確認及び隊長への報告

#### (5) 環境班

- ア 災害に伴う周辺環境への影響調査（大気、水質等）の実施
- イ 活動状況の確認及び隊長への報告

### (活動の実施優先度)

第32条 自衛防災組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保を優先的に対応する。

### (活動の開始時期)

第33条 自衛消防隊は、隊長の判断により活動を開始することができる。

### (自衛消防隊の装備)

第34条 自衛消防隊の装備並びに管理は、次による。

#### (1) 装備

##### ア 通報班

- (ア) 消防計画
- (イ) フロア図面
- (ウ) 非常通報連絡先一覧表
- (エ) 名簿（自衛消防要員）
- (オ) 携帯用拡声器
- (カ) 照明器具（懐中電灯）
- (キ) 情報伝達器具（トランシーバー）

##### イ 消火班

- (ア) 消火器
- (イ) 空気呼吸器
- (ウ) 救助器具（ロープ、パール）
- (エ) 情報伝達器具（トランシーバー）

##### ウ 誘導班

- (ア) 携帯用拡声器
- (イ) 照明器具（懐中電灯）
- (ウ) ロープ
- (エ) 誘導標識（案内旗）
- (オ) 情報伝達器具（トランシーバー）

##### エ 救護班

- (ア) 応急医薬品
- (イ) 受傷者記録用紙
- (ウ) 情報伝達器具（トランシーバー）
- (エ) 空気呼吸器

##### オ 環境班

- (ア) 環境測定機材

- (イ) 情報伝達器具（トランシーバー）
- (2) 装備の管理

隊長は、装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、主な装備品について次の事項を行う。

- ア 定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。
- イ 点検結果を整備記録に記録する。

#### (通報連絡体制)

**第35条** 火災及び地震等の災害発生時の通報連絡体制は、原則として緊急時通報系統図（別表7）により行い、夜間・休日については別表8によるものとする。

## 第2節 火災対応

#### (消火活動)

**第36条** 自衛消防隊の消火班は、初期消火に主眼を置き活動する。但し、火災の状況に応じては、粉末消火設備を起動する。

2 消火班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

#### (避難誘導)

**第37条** 自衛消防隊の誘導班は、事業所内の避難者に対し、以下に従い、誘導にあたる。

- (1) エレベーターによる避難は原則として行わない。
- (2) 忘れ物等のため、再び入る者のないよう万全を期す。
- (3) 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- (4) 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに隊長に連絡する。
- (5) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、隊長に報告する。

#### (応急救護)

**第38条** 救護班は、応急手当を行い、隊長と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるよう適切な対応をする。

- 2 救護班は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等の必要な事項を記録すること。

### 第3節 地震対応

#### (地震発生時の初期対応)

**第39条** 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、人身の安全確保を守ることを第一とし、自身の安全確保とともに周囲に身の安全確保を呼びかける。
- (2) 火気設備器具の直近にいる事業所員等は、電源の遮断、燃料の遮断等の出火防止措置に努め、各火元責任者はその状況を確認して防火・防災担当責任者へ報告する。
- (3) 防火・防災担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を防火・防災管理者へ報告する。異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- (4) 火気設備等の各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

#### (地震時の自衛消防活動の開始)

**第40条** 地震が発生した場合、大きな揺れがおさまったことを確認後、自衛消防隊長の判断により、直ちに自衛消防組織の活動を開始する。

- 2 被害の状況及び活動状況を、通報班を通じ自衛消防隊長に報告する。

#### (地震発生時の被害状況の確認)

**第41条** 自衛消防隊長は、事業所員等からの速報により、被害状況を速やかに把握するよう努める。

- 2 事業所員等は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、自衛消防隊長に報告する。
- 3 自衛消防隊長は、活動が終了した場合、現地指揮本部長に報告する。
- 4 現地指揮本部長は、速やかに現地対策本部長に報告する。

#### (地震時の連絡通報)

**第42条** 火災や要救助者の発生時の消防機関への通報は、原則として、自衛消防隊の通報班が行い、通報後その旨を現地対策本部に報告する。

- 2 現地対策本部及び自衛消防隊の連絡、通報班は、使用可能な連絡手段を用いて、関係者や別表7及び8に定める関係機関及び自衛防災組織内の連絡を行う。

- 3 公設消防隊が到着した際の、公設消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援は、現地指揮本部が行う。

#### (地震時の応急救護)

**第43条** 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。活動に際しては、自衛消防隊の救護班が主体となるが、状況に応じて、可能な限り周囲の者の協力を求める。

- (1) 負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。
- (3) ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- (4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。
- (5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (6) 危険が伴う救出資機材は、機器の取扱いに習熟した者が担当すること。

#### (エレベーター停止等への対応)

**第44条** 地震によるエレベーターの停止に際し、事業所員等は以下の活動を行う。

- (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより中央監視室又は中央制御室に早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長に連絡する。

#### (地震による出火への対応)

**第45条** 地震が発生した場合、次の出火防止措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる事業所員等は、電源、燃料等の遮断等を行う。
- (3) 防火・防災担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が

認められた場合は、応急措置を行う。

- 2 火災が発生した場合は、通常火災への対応を準用し、消火班を中心に迅速な対応をとる。
- 3 複数箇所から出火して消火班の能力を超えている場合は、現地指揮本部の指示に従うとともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。

#### (避難施設・建物損壊への対応)

**第46条** 避難施設の損壊に備えて、消火班を中心に、以下のとおり避難経路を確保する。

- (1) 物品転倒により、防火設備の避難扉への開放ができなくなり、避難通路として使用が不可能となることがないように、周辺の物品等の管理を徹底する。
- (2) 火災発生の際は、非常口や階段が変形・損傷して使用不能となった場合に備え、複数の避難経路を確保するとともに、避難経路を確保する。
- (3) 火災発生の際は、消火活動と併せて、区画の損傷状況を確認の上、避難経路の安全を確保する。

#### (粉末消火設備損壊への対応)

**第47条** 粉末消火設備の損壊を想定し、消火班を中心に、以下のとおり初期対応を確保する。

- (1) 複数設置場所の消火器の使用
- (2) 移動式粉末消火器の使用

#### (火災発生時の区画形成)

**第48条** 区画損壊等を想定し、消火班を中心に、以下のとおり応急措置をとる。

- (1) 建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場合等、手動の区画形成を行う。
- (2) 当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行う。
- (3) 防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行う。

#### (停電時の対応)

**第49条** 地震による停電発生を想定し、消火班を中心に、次のとおり対応する。

- (1) 停電に備え、自家発電設備等、相応の容量の非常電源を確保する。
- (2) 夜間の停電に備え、懐中電灯等の携帯用非常用照明器具を確保・配備する。
- (3) 不要電路の遮断等、電気配線等の破損等の火災に繋がる要因を排除するよう努める。

#### (ガス停止時の対応)

**第50条** 地震によるガス停止を想定し、消火班を中心に、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか確認する。

- 2 自衛消防活動の長期化に備え、ガスボンベや灯油等の確保を行う。

#### (断水時の対応)

**第51条** 地震による断水時に備え、消火班を中心に、消防用水の容量を確保する。

- 2 漏水時は速やかに閉止し、被害防止対策をとる。
- 3 自衛消防活動が長期化した場合に備え、生活用水（トイレ用を含む）の確保をする。

#### (通信障害への対応)

**第52条** 地震による通信障害に備え、消防機関等への通報手段は、通信回線や無線等の確保を行う等、複線化する。

#### (地震時の避難方法)

**第53条** 建物の被害状況等により、以下の基準に基づき避難を行うこととする。

- (1) 全施設一斉避難：事業所内全員が同時に避難する。  
具体的には、下記の①から⑦の事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるとき。
- (2) 全施設逐次避難：事業所内全員が、危険施設を優先し、時間差に配慮した上で、避難する。  
具体的には、下記①から⑦の事象の発生に時間の余裕があるとき、及び⑧、⑨の事象が発生したとき。
- (3) 部分避難：危険区画から安全な区画へ避難する。  
下記以外の場合に、状況に応じて実施する。
  - ①建物が倒壊する危険が高いとき
  - ②建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想されるとき

- ③建物で複数施設同時出火したとき、または、出火延焼危険性が高いとき。
- ④建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生危険性が高いとき。  
または、出火・延焼の危険性が高いとき。
- ⑤建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いとき。
- ⑥建物内の防災設備系統が作動しなくなったとき。
- ⑦出火施設の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他施設に波及する恐れがあるとき。
- ⑧建屋火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。
- ⑨周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれの高いとき。

### (地震時の避難誘導)

**第54条** 地震時の避難誘導については、誘導班を中心に、次による。

- (1) 避難は原則として、現地対策本部長の命を受けた現地指揮本部長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う。
- (2) 自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、現地指揮本部長の指示に基づき、事業所員等を速やかに屋外の次の場所に避難させ、避難完了後現地指揮本部長に報告する。
  - ア 1期施設北東側駐車場
  - イ 2期施設東側駐車場
- (3) 自衛消防隊長は、現地指揮本部長からの避難指示があるまで、事業所員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (4) 自衛消防隊長は、現地指揮本部長との連絡が取れない場合は、第58条に定める基準をもとに避難の是非を判断する。
- (5) 屋内の安全確保ができない場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、事業所員等を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- (6) エレベーターによる避難は原則として行わない。
- (7) 忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。
- (8) 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- (9) 消火班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うとともに、立入禁止区域の設定を行う。
- (10) 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに現地指揮本部に連絡する。
- (11) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、現地指揮本部に報告する。

(12) 自衛消防隊の誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたる。

#### (災害復旧等の活動との調整)

**第55条** 災害復旧作業に伴う二次災害発生防止のための措置は以下のとおりとする。

- (1) 火元責任者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに自衛消防隊長に報告するとともに応急措置を行う。
  - (2) 火気設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。
  - (3) 火元責任者は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を自衛消防隊長に報告すること。点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図る。
  - (4) 自衛消防隊長は、点検の結果、応急措置の内容及び使用制限の内容について現地指揮本部長に報告する。
- 2 震災後の二次災害発生を防止するために、火元責任者は、次の措置を行う。
- (1) 火気設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
  - (2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。
- 3 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

#### (建物の使用再開時の措置)

**第56条** 防火・防災管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに事業所員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに事業所員等に周知徹底させる。

#### (帰宅困難者対策)

**第57条** 帰宅困難者の発生に備え、以下の活動を行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、構内放送等を活用して、事業所内全員に適宜伝達する。

## 第4節 その他に災害についての対応

### (その他の災害についての対応)

第58条 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、事業所内全員の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて別表7及び8に定める関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

## 第4章 教育訓練

### 第1節 従業者等の教育

#### (管理権原者の教育)

第59条 管理権原者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に定期的かつ積極的に参加する。
- 3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。
- 4 管理権原者は、防火・防災管理者、現地指揮本部長等と定期的に情報交換を行う。

#### (防火・防災管理者等の教育)

第60条 防火・防災管理者は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。
- 3 防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、事業所員等に対する防火・防災講演等を随時開催する。

#### (自衛防災組織の構成員の教育)

第61条 自衛防災組織の構成員は、自衛防災組織による活動の全体像及び各役割の活動についての教育を受けるとともに、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

### (事業所員等の教育)

**第62条** 事業所員等に対する教育は、事業所員等教育担当者等が実施する。

2 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行う。

- (1) 消防計画について
- (2) 事業所員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時及びその他の災害等の対応について
- (5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること。
- (6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

### (ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

**第63条** 防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防火・防災思想の普及を図る。

### (事業所員等教育担当者への教育)

**第64条** 事業所員等教育担当者は、講習受講等を通じ、専門知識の習得に努める。

## 第2節 訓練の実施

### (訓練の実施)

**第65条** 防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛防災組織が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛防災訓練を実施する。

### (訓練の実施時期)

**第66条** 防火・防災管理者は、次により訓練を行う。

- (1) 訓練の実施時期
  - ア 個別訓練
    - ・消火訓練 年2回
    - ・通報訓練 年2回
    - ・避難訓練 年2回（火災の避難訓練、地震の避難訓練）
  - イ 総合訓練 年1回
- (2) 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

(3) 訓練の参加者

ア 自衛防災組織の要員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させる。)

(4) 事業所全体で実施する訓練に参加する。

#### (訓練の通知)

**第67条** 防火・防災管理者は、自衛防災訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛防災訓練通知書」等により所轄消防署へ通報し、実施日時、訓練内容等について自衛防災要員に周知徹底する。

#### (訓練の内容)

**第68条** 訓練は、別に作成する実施要領に基づき実施する。

#### (訓練結果の検討)

**第69条** 防火・防災管理者は、自衛防災訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、その内容の記録を行い、以後の訓練に反映させる。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

付則

1 この計画は、平成24年 6月 1日から施行する。

2 平成28年6月30日 改正

別表1 防火・防災管理委員会

構 成		役 職
事業所	委員長	所長
	委 員	副所長
運転会社	委 員	社長
	委 員	事業所長

別表2 火元責任者等選任表

(1) 1期施設(防火・防災担当責任者:事業所 総務課長 運転会社 操業総括部長)

担当区域	火元責任者
事務管理棟1階 事務管理室、会議室(1)、情報公開ルーム等 (更衣室、トイレ、エレベーターホール、階段、廊下等を含む。以下同様)	総務課課長代理
事務管理棟2階 プレゼンテーションルーム、倉庫、見学者通路等	総務課課長代理
事務管理棟3階 応接会議室、会議室(2)等	総務課課長代理
車庫・倉庫棟	総務課課長代理
事務管理棟1階 分析室	運転会社 分析開発課長
事務管理棟2階 中央監視室、サーバー室等	運転会社 化学プロセス1課長
事務管理棟3階 KEPS 事務室 KEPS 作業員食堂等	運転会社 総務課長
受水・排水設備棟	運転会社 化学プロセス1課長
消火設備室、消火ポンプ室、受電監視室、非常用発電機設備室	運転会社 保全課長
処理施設	運転会社 化学プロセス1課長

(2) 2期施設(防火・防災担当責任者:事業所 運転管理課長 運転会社 操業総括部長)

担当区域	火元責任者
事務管理棟1階 事務管理室、ミーティングルーム等 (更衣室、トイレ、エレベーターホール、階段、廊下等を含む。以下同様)	運転管理課課長代理
事務管理棟2階 会議室、書庫、倉庫、業者控室等	運転管理課課長代理
事務管理棟3階 会議室、見学者ホール、倉庫等	運転管理課課長代理
事務管理棟1階 粉末消火設備室、受配電室	運転会社 保全課長
事務管理棟2階 分析室(3階分析事務所を含む)	運転会社 分析開発課長
事務管理棟2階 第1電気室	運転会社 保全課長
事務管理棟3階 中央制御室、電算機室	運転会社 化学プロセス2課長
事務管理棟3階 喫煙室、給湯室	運転会社 総務課長
事務管理棟4階 KEPS 事務室、食堂休憩室、会議室等	運転会社 総務課長
非常用発電機設備室	運転会社 保全課長
受水・排水設備棟	運転会社 化学プロセス2課長
処理施設(受入室、検査室、荷捌室、基幹物流室、運転廃棄物投入室、払出室、中間処理・溶剤蒸留室、スクラブ室、VTRシャワー油室、TCB分離・減圧蒸留室、液処理室、アルカリ固形物充填室、固形物充填室、脱塩素剤搬入室、ボイラ室、活性炭投入室、用役室、熱媒設備室、換気空調・排気処理室、第1モニタリング室、真空加熱分離処理室)	運転会社 化学プロセス2課長
処理施設(特殊解体室、仕分室、切断・分別室、サブリング室)	運転会社 前処理グループ長
処理施設(プラスチック固形物処理室、固形物搬出室、プラスチック制御室、送風機室、プラスチック機械室、プラスチック分解炉室、スラグ冷却室、プラスチック固形物処理室、プラスチック固形物詰替装置室、プラスチック固形物判定待室、プラスチック排気処理室、ドラム缶受入供給室、活性炭吸着槽室、プラスチック前処理室、プラスチック固形物吸引室、第2モニタリング室)	運転会社 熱プロセス課長
処理施設(第2電気室)	運転会社 保全課長

別表 5-1 非常災害用備蓄品目一覧表（事業所）

品 目		備蓄数量				備蓄必要数量	
		数	単位	対象数	日数	数量	単位
1	食料	3	食/人日	34	3	306	食
2	飲料水	1.5	l/人日	34	3	153	リットル
3	セットコンロ	1	台/10人	34	—	4	台
4	セットボンベ	6	本/台	—	—	24	本
5	ヤカン	1	個/15人	34	—	3	個
6	鍋	1	個/15人	34	—	3	個
7	サハイバルシート	1	枚/人	34	—	34	枚
8	簡易トイレ	3	枚/人日	34	3	306	個
9	ラジオ	1	台/20人	34	—	2	台
10	発電機	1	台/25人	34	—	2	台
11	電工ドラム	1	台/25人	34	—	2	台
12	簡易懐炉	2	個/人日	34	3	204	個
13	乾電池	0.2	個/人日	34	3	21	個

対象数：北九州PCB処理事業所内の職員数34名として設定

日 数：3日を想定

別表 5-2 非常災害用備蓄品目一覧表 (運転会社)

	品 目	数 量
1	保存食 (缶詰)	600食
2	保存食 (乾パン)	600食
3	インスタント食品	300食
4	飲料水	1080ℓ
5	毛布	240枚
6	室内照明・懐中電灯・電池	25セット
7	携帯ラジオ	3台
8	アウトドア用テレビ電池	1台
9	ポリ袋	200枚
10	サランラップ	20個
11	食器類	300セット
12	調理器具	5セット
13	トイレットペーパー	2箱
14	タオル	200枚
15	ビニールシート	10枚
16	携帯電話用充電器	50個
17	工器具・ロープ類	1式

対象数：運転会社職員数を120名として設定

日 数：3日を想定

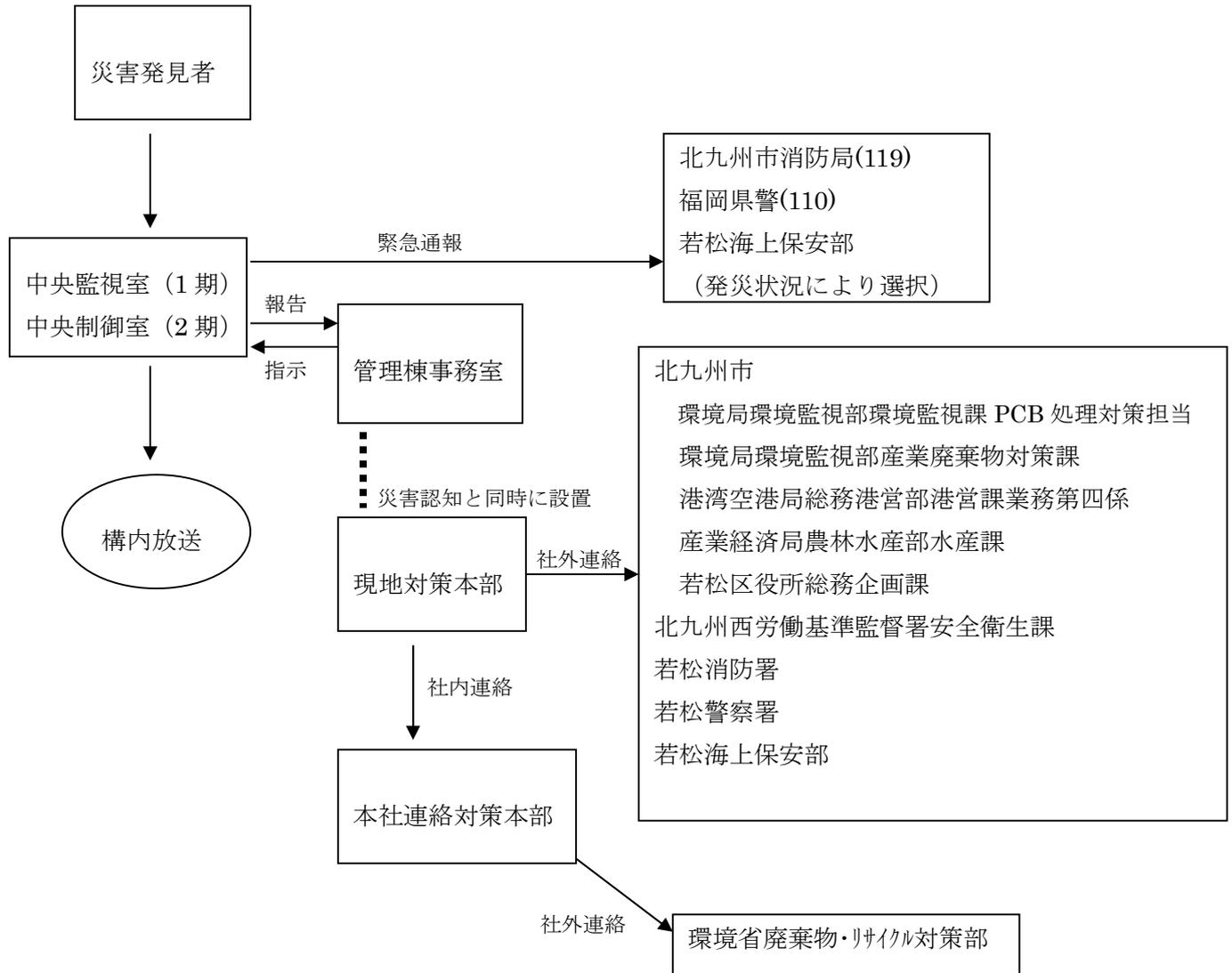
別表6 自衛防災組織

担当名	任命される者	任務内容
(現地対策本部)		
本部長	所長	防災活動の統括指揮
副本部長	副所長	本部長の補佐、本部長不在時の代行
連絡班	3名以上選任 班長：総務課長	関連機関への連絡
記録班	2名以上選任 班長：営業課課付	災害発生状況、防災活動状況等の記録
技術班	安全対策課長	防災活動に必要な技術情報の収集
広報班	2名以上選任 班長：総務課長	報道関連機関への情報提供
調整班	運転会社社長又は事業所長	運転会社との防災活動調整
(現地指揮本部)		
本部長	運転管理課長	自衛消防隊の統括指揮
副本部長	運転管理課課長代理	本部長の補佐、本部長不在時の代行 公設消防機関との調整
連絡員	運転管理課より2名、運転会社より2名 選任	情報を直接連絡するための伝令
避難誘導員	総務課又は営業課、運転管理課、安全対策課より各1名	事業所員及び一般来訪者の避難誘導
(自衛消防隊：運転会社にて組織)		
隊長	1期隊長：化学プロセス1課交代係長 2期隊長：化学プロセス2課交代係長	自衛消防隊の指揮
副隊長	1期副隊長：熱プロセス課交代係長 2期副隊長：熱プロセス課交代係長	隊長の補佐、隊長不在時の代行
通報班	2名以上選任 1期班長：化学プロセス1課1期パネラー 2期班長：化学プロセス2課2期パネラー	事業所内外への緊急連絡
消火班	1期班長：粗解体班長・解体分別班長 2期班長：熱プロセス課班長	火災時の初期消火、延焼防止、その他防災のための工作活動
救護班	3名以上選任 1期班長：機動班長 2期班長：分析開発課2期分析班長	負傷者の救助
誘導班	3名以上選任 1期班長：分析開発課1期分析班長 2期班長：前処理プロセス課VTR班長	事業所員等及び協力会社員の避難誘導 公設消防の誘導
環境班	3名以上選任 分析開発課員	災害時の周辺環境調査

別表 7

緊急時通報系統図

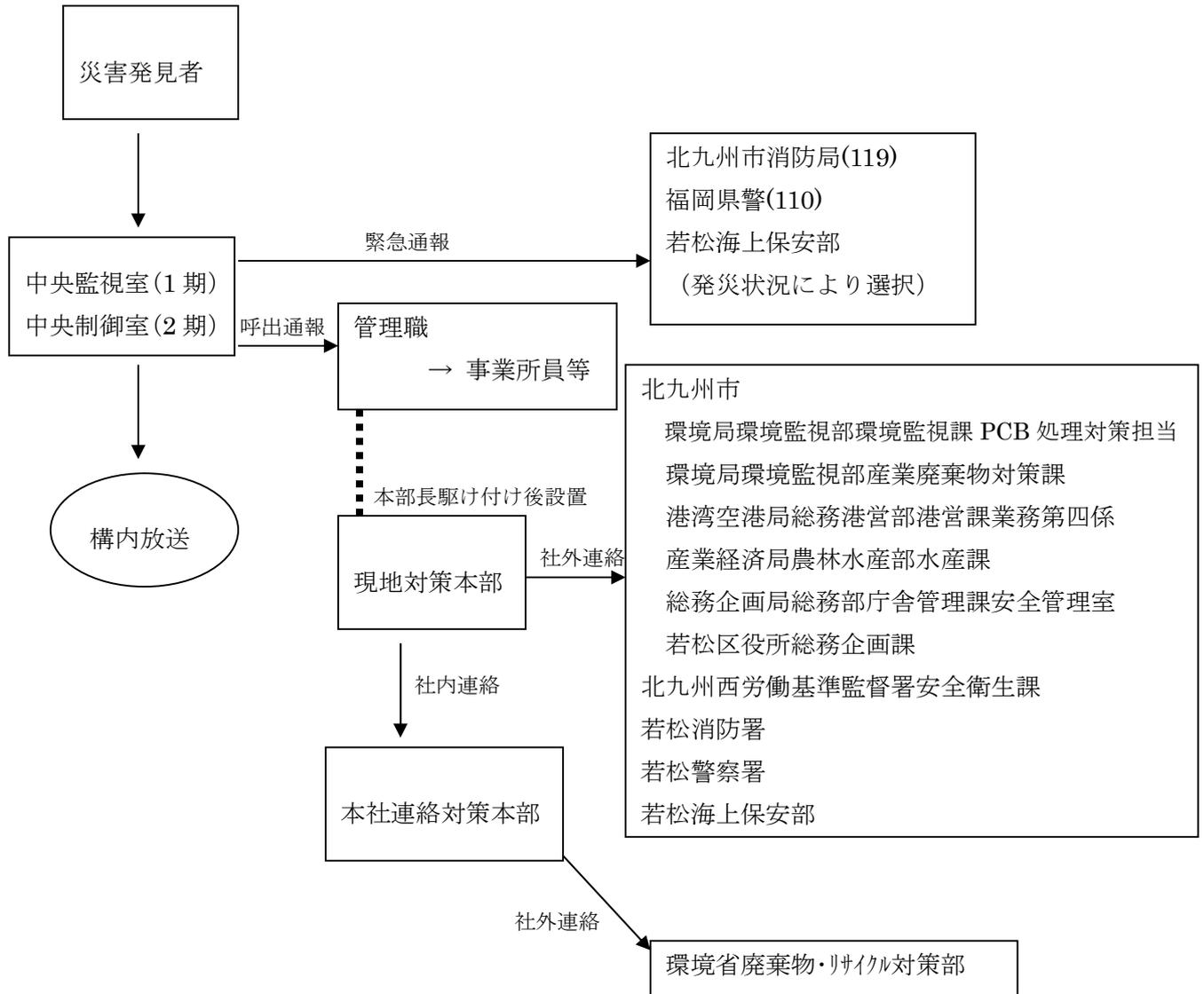
(平常勤務)



別表 8

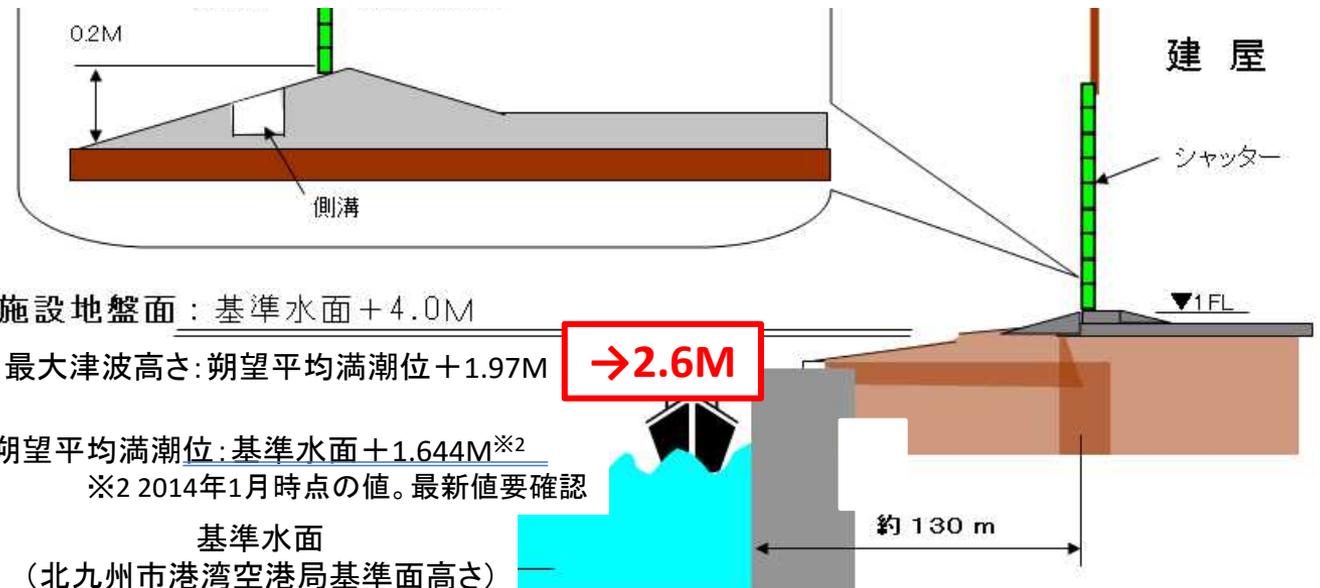
緊急時通報系統図

(夜間、休日)



- 平成26年9月、国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の報告が提示された。
  - 同報告は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき都道府県知事が設定することとされている津波浸水想定の設定を支援するため、日本海側における最大クラスの津波の断層モデルの設定等を国が整理したもの。
  - 今次報告では、北九州市における最大津波高さが2.6m(平常潮位からの高さ)と算出されており、北九州市地域防災計画において想定している若松区における最大津波高さ1.97m(朔望平均満潮位からの高さ)よりも高くなっている。
  - ただし、今次報告の算出結果は参考値※であり、今後、都道府県において、今次報告の断層モデルの設定をもとに津波浸水想定を実施することとなる。
- ※沿岸付近の短い断層は検討対象外。また、津波の高さの算出に当たって海岸堤防を設定していない。
- JESCOでは、自然災害に係る最新の科学的知見を踏まえつつ、必要に応じて追加措置を講じることとしており、引き続き、福岡県における津波浸水想定や北九州市地域防災計画の見直し状況を注視する。

(参考) 今回の算出結果を北九州事業所にそのまま適用した場合



搬入口の高さを4.4cm超過

※<sup>1</sup> 各数値の有効数字が異なるため、数値の精度は記載の通りではない。

# (参考) 水面高さ・潮位等に関する用語

**T.P.基準水面**: 東京湾平均海面の水位(日本全国の標高の基準)

**K.P.基準水面**: 北九州市港湾局基準面(地元の水路測量・港湾工事測量等に用いる基準)

**朔望平均満潮位**: 朔(新月)及び望(満月)の日から前2日後4日以内に観測された各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した高さの水位

**平常潮位**: 津波がない場合の潮位(過去に観測された潮位データの解析をもとにして算出)

**(今次報告における)最大津波高さ**: 平常潮位から津波によって海面が上昇した高さまでの差※

※ 国土交通省によると、今次報告書では、潮位をT.P基準水面±0.0mとして計算しているが、各自治体で計算する際には、各自治体で適用する朔望平均満潮位等を足し合わせる必要があるとのこと。

**(北九州市地域防災計画における)最大津波高さ**: 朔望平均満潮位※からの津波の高さ

※ 地域防災計画が参照している福岡県「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)では、北九州市の朔望平均満潮位をT.P.+1.09M(K.P.基準水面+1.896M)としているが、この数値は北九州市の中で最も潮位の高い広末町の値を使用したもの。

## (参考)各種報告書等の出典URL

- 国土交通省 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」報告書 (H26.9)

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/daikibojishinchousa/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/daikibojishinchousa/index.html)

- 福岡県 「津波に関する防災アセスメント調査」報告書 (H24.3)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryō/tunamiasesu.html>

- 北九州市 「地域防災計画」 (H26.1)

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kiki-kanri/13801015.html>